

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正の理由

- バリアフリー化の一層の促進を図るため、令和6年6月にバリアフリー法に基づく建築物移動円滑化基準が改正された。（施行日：令和7年6月1日）
- その結果、建築物移動円滑化基準の一部規定が、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく整備基準を上回ることとなったため、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議での議論も踏まえ、本県整備基準が改正移動円滑化基準と同等以上の水準となるまで基準の引上げ（規則改正）を行う。

2. 建築物移動円滑化基準の改正に伴う条例整備基準の見直し

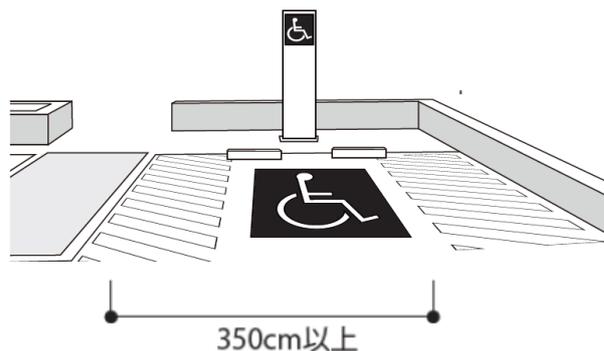
(1) 車椅子使用者用駐車区画に係る設置基準の引上げ【別表第2の1 3の項】

現在、建築物に1以上（駐車台数が100台を越える場合は、駐車台数の1%以上）の設置を求めている「車椅子使用者用駐車区画」について、次のとおり見直しを行う。

- <見直し後> ・ 駐車台数200以下の場合：駐車台数の2%以上
 ・ 駐車台数200超 の場合：駐車施設の数の1%+2以上

駐車台数	現行	見直し後
～ 50台	1以上	1以上
51～100台		2以上
101～150台	2以上	3以上
151～200台		4以上
201～250台	3以上	5以上
251～300台		6以上
301～350台	4以上	
351～400台		
...		

<車椅子使用者用駐車区画の設置例>



(2) 便所に係る設置基準の引上げ【別表第2の1 8の項】

現在、建築物に1以上の設置を求めている「障害者等が円滑に利用できる構造の便所」及び「車椅子使用者用便所」について、建築物の階ごとに1以上(※)とする見直しを行う。

(※) 小規模階(床面積が1,000㎡未満の階)を有する建築物、大規模階(床面積が10,000㎡以上の階)を有する建築物については、次に定める数以上を設置する。

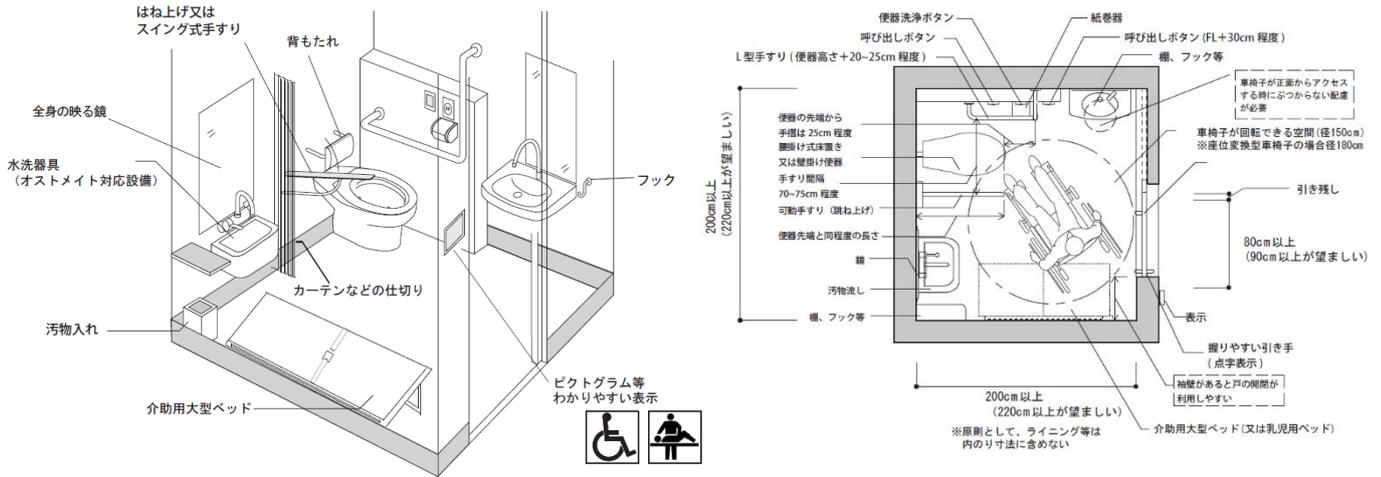
- ・ 小規模階を有する建築物

障害者等が円滑に利用できる構造の便所	建築物の階ごとに1以上
車椅子使用者用便所	小規模階については、建築物の小規模階の床面積が1,000㎡に達するごとに1以上

- ・ 大規模階を有する建築物

障害者等が円滑に利用できる構造の便所	階の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下の場合：当該階に2以上 階の床面積が40,000㎡超の場合：当該階20,000㎡毎に1以上
車椅子使用者用便所	

<車椅子使用者用便房の設置例>

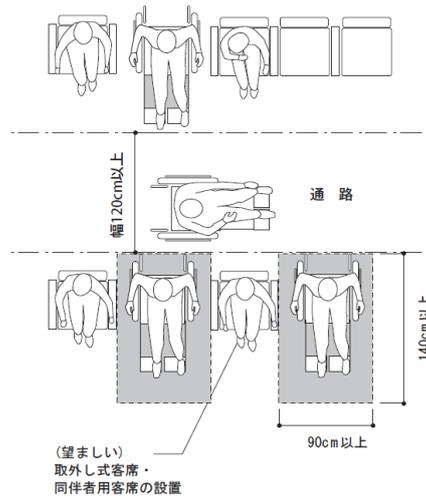


(3) 劇場等の客席に係る設置基準の引上げ【別表第2の1 11の項】

現在、建築物全体の客席数に応じて設置を求めている「車椅子使用者用客席」について、建築物の座席のある室ごとの客席数に応じた計算方式へ改めるとともに、必要数について、次のとおり見直しを行う。

見直し前
建築物全体で
・客席数 500 以下 : 2 以上
・客席数 500 超 : 0.5%以上
▼
見直し後
座席のある室ごと
・客席数 400 以下 : 2 以上
・客席数 400 超 : 0.5%以上

<車椅子使用者用客席の設置例>



3. その他の改正事項

(1) 事前協議等書類に関する整理【第3条、第5条、第9条、第10条、第13条】

事前協議等の際に提出が必要な「適合状況項目表」について、施設用途等に応じたわかりやすいものとするため、規則様式ではなく、「知事が必要と認める図書」の一部として整理し、別途通知により定めることとする。

(2) 立入検査に係る身分証明書の統合について【第11条第2項】

完了検査など立入調査の際に携帯する身分証明書について、統合身分証の活用が可能となるよう所要の改正を行う。

4. 施行時期

条例第4章の適用を受ける特別特定建築物については令和7年6月1日（建築物移動円滑化基準の施行日）から、その他の公共的施設については施行日から6か月程度を経過した日から施行する。

また、3(2)については令和7年4月1日から施行する。